



### 3 権利の濫用について

控訴人が「花柳流」，「花柳」又は「花柳流花柳会」の名称を使用して名取試験を実施できなくなったとしても，控訴人において自らする名取試験自体を実施できなくなるわけではなく，控訴人を構成する名取らが舞踊普及事業をすることができなくなるわけでもない。被控訴人らが経済的損失を被るものでもないとの主張事実も，これを裏付ける証拠はない。

控訴人の権利濫用の主張は，前提を欠き，理由がない。

4 よって，本件控訴を棄却することとして，主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1．知財高裁は、被告（控訴人）の主張は、「自己の氏名」を「不正の目的」でなく使用するとして不競法19条1項2号に該当するということとはできないと認定され、認められなかった。

また、権利の濫用の主張については、控訴人においては自ら名取試験自体を実施できなくなるわけではないと認定したが、その裏には、だからあえて「花柳」の名称を使用しなくてもよいではないかと言っているようである。

しかし、これは裁判所としては、日本の舞踏界には多くの流派があることを念頭においていない説示であって、被告は納得しないであろう。

すると、裁判所としては当事者に和解をすすめるべきであっただろうが、その事実はわからない。しかし、仮に和解をすすめる機会があったとしても、被告が「花柳」の名称を独立して使用することを原告は承知することはないであろう。

〔牛木 理一〕